（記載上の注意）
外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号並びに」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで及び」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第十四条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免許申請書の添付書類） **第五条**　法第百五十六条の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一・二　略］ 三　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役。以下この号及び次号並びに第二十四条第二項第二号ロにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は第百五十六条の十四第一項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面 四　［略］ 五　会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は第百五十六条の十四第一項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面 六　［略］ 七　取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに法第百五十六条の十四第一項第一号に該当する者のある会社に該当しない旨を誓約する書面 八～十二　［略］ （主要株主に係る認可の申請） **第十条**　［略］ 2　前項の認可申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一　金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合（法第百五十六条の五の五第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この項において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人　次に掲げる書類 イ　［略］ ロ　当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあっては、当該書類に相当する書類） (1)・(2)　略］	（免許申請書の添付書類） **第五条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役。以下この号及び次号並びに第二十四条第二項第二号ロにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面 四　［同上］ 五　会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面 六　［同上］ ［号を加える。］ 七～十一　［同上］ （主要株主に係る認可の申請） **第十条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ (1)・(2)　同上］

（記載上の注意）
外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。